

○東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(令和6年3月29日告示第48号)

改正 令和6年7月30日告示第93号 令和7年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県との連携による人口減少対策の取組として、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、子育て世帯における奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 公的団体又は民間団体により、学生及び生徒の修学のために貸与された資金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院は、修士課程に限る。）、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校をいう。
- (3) 支給対象児童 市内に住所を有し、かつ、居住する令和6年4月1日以後に出生した児童をいう。ただし、過去にこの告示に基づく助成金又は同種の助成金等の支給対象となった児童を除く。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる奨学金等（以下「奨学金等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種又は第二種奨学金
- (2) 都道府県奨学資金
- (3) 市町村奨学資金

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による貸付金のうち、支給対象児童の父又は母の就学のために貸与された就学支度資金及び修学資金

(5) その他市長が認める奨学金
(助成対象者)

第 4 条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、支給対象児童の出生により当該児童の父又は母となった者（当該出生の日が令和 7 年 3 月 31 日以前の場合は、父及び母がいずれも 35 歳以下に限る。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金等の貸与を受けた者

(2) 奨学金等（返済猶予期間に係るものを除く。）を遅滞なく返還している者

(3) 助成金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、支給対象児童と現に同居してこれを監護し、かつ、生計を同じくする者

(4) 市税等を滞納していない者

(5) 申請日時点において、3 か月以上継続して本市の住民基本台帳に記録されている者

(6) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けていない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の要件を満たす者に準ずる状況にあると認められる者について、当該者を助成対象者とすることができる。

(助成対象経費)

第 5 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、支給対象児童の母子健康手帳の発行日又は令和 6 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から市長が別に定める日までに、助成対象者が、その返還すべき奨学金等を返還した額（返還期日の到来していない割賦金を繰り上げて返還

した額を含む。)とする。ただし、支給対象児童出生の日において、当該児童の父又は母が35歳を超える場合は、母子健康手帳の発行日又は令和7年4月1日のいずれか遅い日から返還されたものに限る。

- 2 前項の場合において、他の自治体等による奨学金の返還支援に関する助成制度により、当該返還額に対する助成金等の交付の決定を受けているときは、助成対象経費としないものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費と助成限度額20万円とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金申請額等内訳書(様式第2号)
- (2) 奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- (3) 奨学金等を返還したことを証する領収書等(返還した者の氏名、返還年月日、返還額等が確認できるものに限る。)の写し
- (4) 申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)
- (5) 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 前項の規定による申請は、支給対象児童の誕生日から1年以内の市長が指定する日までに行わなければならない。この場合において、申請は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、東温市出産世帯奨学金返還

支援事業助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第 9 条 市長は、助成金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 30 日告示第 93 号)

この告示は、令和 6 年 7 月 30 日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日告示第 49 号)

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付される助成金から適用し、同日前に交付された助成金については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 7 条関係)

東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

助成金申請額等内訳書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書

[別紙参照]